

認定基準の見直し案（再修正版）の検討事項

1 見直し案の検討事項

項 番	検 討 事 項
1 (前回4)	2級に相当する障害の状態について (2)ウ <ul style="list-style-type: none"> ・ 2級に相当する障害の状態として示した内容は妥当か。 ・ I / 2で10度以内の残余面積の判定について、8方向の視野の角度の測定値を基準に数値化する方法は適切か。
2 (前回5)	「両眼の視野が10度以内のもの」について (2)エ <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定の対象を現行のとおり「求心性視野狭窄」あるいは「輪状暗点」として認定することは妥当か。
3 (前回7)	その他の障害の程度及び状態について (3)ウ <ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他の障害」として追加した障害の程度を障害手当金相当とし、「眼球の運動障害」の修正部分を含め、障害の状態としてそれぞれ規定した内容は妥当か。
4	視力障害「両眼の視力」の記述について (1)エ <ul style="list-style-type: none"> ・ 「両眼視によって累加された視力ではなく」という記述を削除することでよいか。 視野障害「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」の記述について (2)オ <ul style="list-style-type: none"> ・ 「両眼で一点を注視しつつ」という記述を削除し、「片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることを追加記載することは文言を含め妥当か。

(委員からの意見)

【1】

- 今まで5度以内として2級を受給していた者が、I / 4で10度をはみ出す者が出てしまい、2級として受給できなくなってしまう。
- I / 2の残余面積が中心10度以内の50%未満とした場合は、従来の2級は全員が含まれるはずである。

- 身体障害者手帳の3級の視野損失率90%というのは、中心10度以内の残余面積でいうと49%となるが、周辺視野の判定で既に用いられているものと同様に円の面積で半分というのが目測で評価できる限界と思う。
- 認定側としては、今回の見直し案（修正版）は非常に分かりづらい。身体障害者手帳のように視能率のような形で数値を出すものと違い、10度以内の50%未満が裁量になりがちではないか。

【2】

- 輪状暗点の定義を厳格に記載すると、それ以外は適用できなくなることを危惧する。今までなかったので、特に記載しなくてもよい。
- 「不規則性狭窄」のような言葉を輪状暗点と並列で入れた方がいいのではないか。
- 完全に同心円でない狭窄も含まれるべきであり、本来10度以内になっていれば、形がどうあれ認めていいと思う。

【3】

- 「閉瞼固守が長時間持続する、あるいは治療によっても長時間持続するような症例については、神経障害における基準を準用する」というような記載があればいいのではないか。
- 閉瞼したままという人について、手当金というと非常に不公平で、他の科での認定患者との格差がでてしまう。
- 手当金の上というのは2級になるが、眼を開けても何をしても見えない方の2級と眼瞼痙攣での2級というのが、認定の妥当性、公平性からみてどうか。

【4】

- 両眼視によって累加された視力という表現は好ましくない。両眼視は、遠近感覚や立体視といった機能に対して使い、この場合は、「両眼を同時に使用したとき」、あるいは「両眼を開けてみたとき」の意味と思う。手帳では、「両眼の視力の和」だけなので記載しているが、ここでは削除した方がいい。
- 「両眼による」というのは重ね合わせるという意味で、身体障害者手帳の基準には説明書きがある。

2 今後の課題として整理する事項

項番	検討事項
5 (前回1)	視野の測定方法とその判断基準についての考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴールドマン視野計以外の測定による認定基準について ・ ゴールドマン視野計から自動視野計への移行について
6 (前回9)	現行の視力障害の「両眼の視力の和」での認定の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視力の測定方法をどのように考えるか。 ・ 「視力の和」以外の認定方法について ・ 他制度との整合性について
7 (前回10)	法別表についての考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1. 認定基準」の法別表の「障害の状態」に、視野障害の規定を新たに設けることについて
8	一眼が視力障害で、他眼が視野障害の場合の認定の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3級以上の障害状態を両眼で認定していることについて ・ 他制度との整合性について

(これまでの委員からの意見)

【5】

(第1回)

- 自動視野計で測定された時の認定基準について示してほしい。それができないなら自動視野計の部分を削除してほしい。
- 自動視野計そのものを排除すれば話は単純になるが、逆に言うと、そこに一行自動視野計に関する記載があるということが、将来自動視野計を導入するための大きな布石にもなっている。
- 現在ゴールドマン視野計は製造していない。ゴールドマン型視野計とすべきではないか。
- 自動視野計に関しては、身体障害者福祉法でも大きな課題となっているが、今大きく分けて2つの考え方がある。
 - 1つは現状の判定基準に完全に準拠して、できるだけ自動視野計の測定条件をゴールドマン視野計の条件に合わせていくという方法、もう1つは自動視野計を主体として米国のAMAの基準などを参考に、測定基準、判断基準そのものを改変した方がいいのではないかという考え方。
- 自動視野計に関しては、身体障害者福祉法の方も現実的にはどれがいいのかという議論が今でも続けられているので、今回のタイミングで障害年金の方へ明確な運用基準を出すのはなかなか難しいと考える。

(第2回)

- 自動視野計には動的プログラムもあり、完全に排除するのではなく、現時点なら現行の判定基準に合った方法でしか認定できないのではないか。
- 将来自動視野計を導入することも考えて、記載を削除せずこのままとする。

【6】

(第1回)

- 両眼視の視力の和での認定方法については問題ではないか。
- 視力の和での認定については、身体障害者福祉法の等級も変えないといけないと思うが、大きな課題が残っていると思うので、この点だけは今回できなくとも、必要な時に両方の委員会できちんとやらないといけないと思う。
- 単眼視や複視を含めて両眼視の問題を考える必要があるのではないか。
- 複視、混乱視などにより常時片眼【優位眼】しか使用出来ない場合、視力の和では非優位眼を0として計算すべきではないか。(両眼開放として配慮は必要)
- 両眼視によって累加された視力という表現は好ましくない。両眼視は、遠近感覚や立体視といった機能に対して使い、この場合は、「両眼を同時に使用したとき」、あるいは「両眼を開けてみたとき」の意味と思う。手帳では「両眼の視力の和」だけなので記載しているが、ここでは削除した方がいい。

【7】

(第1回)

- 確かに認定要領においては視野のことが明確に書かれているが、別表は視野についての記載が明確でないと言前から思っている。
- 身体障害者福祉法には、別表に視野のことがある程度きちんと書いてあるが、年金では書いていないので、認定基準のところまでちゃんと読んで知っている先生は比較的少なく医者側の問題だが誤解を受けやすい点がある。

【8】

(第2回)

- 緑内障では、片眼は視力が低下して、片眼は視野が著しく悪いケースがある。こうした点が配慮されていないので、問題点として追記していただきたい。